

令和2年白川町議会第4回定例会会議録（第1日）

1. 応招年月日 令和2年12月17日（木）午前10時00分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名者の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

日程第4 議第47号 白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第5 議第48号 白川町農業基盤整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

日程第6 議第49号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について

日程第7 議第50号 町道路線の廃止について

議第51号 町道路線の認定について

日程第8 議第52号 令和2年度白川町一般会計補正予算（第6号）

議第53号 令和2年度白川町簡易水道特別会計補正予算（第2号）

議第54号 令和2年度白川町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議第55号 令和2年度白川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

3. 出席議員 1番 服部圭子君、 2番 佐伯好典君、 3番 梅田みつよ君、
4番 藤井宏之君、 5番 嶋田有康君、 6番 渡邊昌俊君、
7番 細江茂樹君、 8番 安江孝弘君、 9番 今井昌平君

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

町長	横家敏昭君、	副町長	佐伯正貴君、
教育長	鈴木雅史君、	総務課長	安江章君、
企画課長	長尾弘巳君、	町民課長	藤井勝則君、
保健福祉課長	杉山哉史君、	農林課長	三宅正仁君、
建設環境課長	藤井充宏君、	教育課長	藤井寿弘君、
会計管理者	加藤博史君、	地域包括支援センター長	三尾三和子君、

6. 職務のために出席した者

事務局長	大岩裕樹君、	書記	川上真理君、
書記	河上翔哉君		

7. 会議の経過

(議長 9番 今井昌平君)

- 議長 おはようございます。第4回定例会に皆さんご参集いただきましてありがとうございます。今年1年はコロナで始まってコロナで終わるといような1年でございます。経済が悪くなるということと、いやそれはコロナを早く沈静化させなければいけない。その谷間ということにして、国では大変迷っているといような状態です。私たちも何ができるかと言えばコロナにかからない、他人にはかかせない、うつさない、自分がコロナになっているという姿勢でおれば、個人としてはそのくらいの努力しかないような気がします。なかなか口で言っても難しいと思いますけど、まずは沈静化することを願っております。

第4回定例会も補正予算と一般質問でございますけれども充実した会議ができるように一生懸命したいと思いますのでよろしくお願ひします。冒頭のご挨拶いたします。

- 議長 なお、本日の会議は、CCNetの中継録画及び広報担当職員による写真撮影を許可しておりますので、ご承知おきください。

- 議長 ただいまの出席議員は全員であります。よって会議は成立しました。

- 議長 ただいまから令和2年白川町議会第4回定例会を開会いたします。

- 議長 会議に先立ち、事務局長をして諸般の報告をさせます。事務局長。

(事務局長 大岩裕樹君)

- 事務局長 令和2年11月26日、第4回臨時会閉会以降の諸般の報告をした。

なお、令和2年11月25日に執行されました例月出納検査の結果が監査委員から議長宛てに報告されましたのでその写しをお手元に配布しております。よろしくお願ひします。以上でございます。

- 議長 直ちに本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名者の指名

- 議長 日程第1「会議録署名者の指名」を行います。

- 議長 会議録署名者は、白川町議会会議規則第119条の規定により議長において、2番 佐伯好典君、3番 梅田みつよ君を指名します。

◇日程第2 会期の決定

- 議長 日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

- 議長 お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月22日までの6日間としたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日から12月22日までの6日間と決定しました。

○ 議長 ここで町長から発言の許可を求められておりますので、これを許します。町長。
(町長 横家敏昭君 登壇)

○ 町長 本日ここに令和2年白川町議会第4回定例会を招集いたしましたところ議員全員のご出席をいただきありがとうございます。

「北風枯林に騒ぎ、遠山蒼茫として暮れゆく」そんな表現がぴったりの初冬の寒村今日この頃であります。本年は新型コロナで明け、コロナで暮れようとしています。本来なら東京オリンピック、パラリンピックが開催され、外国からも4000万人近くの観光客が訪れ、歴史的な年になるはずでした。選手村で利用されている白川町産東濃ヒノキにも脚光を浴びるはずでした。経済に与える影響は計り知れません。恐らくコロナ不況は来年も続くものと思われ、以前の状態に戻るのには簡単ではないでしょう。コロナによる新しい生活様式は、今までの当たり前を見直す様々な教訓を与えてくれたと思います。日常生活の当たり前が、多くの人々の努力で成り立っていることにも感謝したいものです。

今年世界が目にしたのが、アメリカ大統領選挙の行方であったと思います。投票率は最近の日本の国政選挙より高く、社会混乱はあったものの曲がりなりにも新大統領が選出されました。東大の宇野教授の「民主主義とは何か」の本が雑誌に掲載されておりましたので紹介をいたします。古代ギリシャの哲学者アリストテレスは「民主主義にふさわしいのは抽選であり、選挙はむしろ貴族政治的性格を持つ」つまり抽選ならすべての市民が公職に就く可能性があるが、選挙では特定の人々が選ばれる結果を生むと考えていました。その代わり市民が民会に参加し、平等な立場で発言し、最終的に一票を投じて意思決定を行いました。議員や首長の選出方法よりも、この参加と責任のプロセスが民主主義の本質であり、存続のカギだと言われています。

さて、新型コロナの世界的流行の中、最も迅速かつ効果的に国内での流行を収束させたのは、民主化に背を向け、安定と成長を重視する中国でした。経済発展を支える自由や民主化という理念が揺らいでいる、民主主義では食べていけないこんな声が香港でさえ聞かれるとしています。コロナが民主主義の根幹をゆすぶることは他人ごとではない思いであります。

それでは、本定例会に提出いたしました諸議案についてご説明申し上げます。本定例会に提出いたしました議案は、条例の一部改正について2件、定住自立圏の形成に関する協定の締結について1件、町道路線の廃止及び認定について2件、令和2年度 一般会計、簡易水道特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療保険特別会計の補正予算4件の合わせて9件を上程しております。

議第47号は、白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であり、国民

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、軽減判定所得基準の見直しに合わせた規定の整備を行うものであります。

議第48号は、白川町農業基盤整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例であり、経営体育成基盤整備事業の受益者負担の適正化を図るため、所要の改正をしようとするものであります。

議第49号は、美濃加茂市との間において、快適で幸福な暮らしの実現に必要な都市機能と生活機能を強化するため、定住自立圏の形成に関する協定を締結しようとするものであります。

議第50号及び議第51号は、町道路線の廃止と認定で、主要地方道下呂白川線の改良に伴い、町道路線の一部を再編成するものであります。

議第52号は、令和2年度一般会計補正予算（第6号）であります。

今回の補正では、総額2,157万円を追加して、補正後の予算総額を75億2,841円とするもので、当初予算編成以降に生じた人事異動、給与改定等に伴う人件費調整のほか、所要の補正を行うものであります。補正の主な内容は、総務費では、移住・定住推進対策として住宅改修補助金に700万円を、ふるさと応援寄付金活用事業交付金に279万円を、それぞれ追加、民生費では、介護保険特別会計への繰出金として325万円を追加、衛生費では、簡易水道特別会計繰出金に600万円を追加、農林水産業費のうち農業費では、新規就農者の施設整備に対する補助金として、237万円を、よいいち美濃白川の新型コロナ感染防止対策工事として360万円を、林業費では、コロナ禍における経済対策として好評をいただいている住宅リフォーム等支援事業補助金に5,400万円を、それぞれ追加、商工費では、新型コロナウイルス感染対策に関する、町単持続化給付金、店舗等の感染対策補助金の実績により、4,100万円の減額、クオーレふれいあいの里浄化槽の改修工事費として1,000万円を追加、土木費では、県営事業の事業量増加に伴う負担金として180万円を、久室急傾斜地崩壊対策工事の早期完成を目指し工事費に210万円を、それぞれ追加、消防費では、気象河川情報収集システムの改修工事費として3,100万円を、消防の移動系デジタル無線機購入費として890万円をそれぞれ追加、教育費では、GIGAスクール構想に関連するネットワーク機器購入について見直しを行い、必要最小限の購入に留めたことにより3,568万円の減額、通学時における過密を防ぐため、スクールバスの購入費として1,990万円を追加したほか、各事業における不用額を整理し、当面必要な事業について補正をお願いするものであります。これに対する主な歳入予算として、地方交付税では、3,064万2千円を増額、国庫支出金では、6,413万円を減額、県支出金では、515万円を増額、分担金および負担金では、335万9千円を増額、寄附金では、280万

円を増額、繰越金では504万9千円を増額、町債では3,990万円を追加して収支の均衡を図りました。

議第53号は、令和2年度簡易水道特別会計補正予算（第2号）で、水道施設の修繕料として1,000万円を、修繕用材料費として150万円をそれぞれ追加、その他各事業における不用額を整理し補正後の予算総額を5億7,960万円とするものであります。

議第54号は、令和2年度介護保険特別会計補正予算（第2号）で、介護サービス利用者数の増加に伴い、不足する各保険給付費に5,000万円を追加し、補正後の予算総額1億8,857万円とするものであります。

議第55号は、令和2年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）で、保険料の軽減割合の変更に伴う軽減対象者の減少により、保険基盤安定負担金を134万円減額し、補正後の予算総額1億4,655万円とするものであります。

以上、今定例会に提案いたしました諸議案について、その概要を説明してまいりましたが、幸いにして、議員各位のご賛同により議決を賜りますならば、全力を傾注して的確な執行を図って参る所存であります。

何卒、議員各位の一層のご理解と町民各位の絶大なるご協力を賜りますよう切にお願い申し上げ、私の説明を終わらせていただきます。

◇日程第3 一般質問

○ 議長 日程第3「一般質問」を行います。

今回の定例会には4名の通告がありますので、通告順にこれを許します。

なお、一般質問については、申し合わせにより、今までの大項目ごとにまとめて質問する一括方式と、小項目ごとに質問する一問一答方式の選択制としております。一括方式はこれまでどおり、質問回数は、一つの件名ごとに3回まで、制限時間は答弁を含め、1時間以内とします。一問一答方式は、質問回数に制限はなく、制限時間は質問のみで30分以内とし、執行部には反問権を認めております。

また質問の内容は、答弁に対する範囲を超えないこと、通告内容以外の質問等はしないようお願いいたします。簡潔明瞭に質問、答弁をされるよう申し添え、円滑なる議会運営にご協力くださるようお願い申し上げます。

○ 議長 8番 安江孝弘君。

(8番 安江孝弘君)

○ 8番 議長から一般質問に対しお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。一昨日町民の皆様方から大変厳しい議員に対する指摘をいただきました。一言議員の皆様へ申し上げてそれから一般質問に入りたいと思います。

それはどういうことかということ、コロナという世界中がこの病気になりそのことに対して議員がたるんでおる、何をしているのだと言うきついお言葉をいただいて私たちもそれなりにやっておると言ったら、文句を言うなということでした。だからこれからも議員の皆さん、どうかそうしたことや仕事について、あと私どもも任期1年をきっております。どうか町民の期待に沿えるようなこれからの仕事をやっていただくことをお願い申し上げまして、私の一般質問をさせていただきます。

私の質問につきましては、現在の行政課題の進捗と町長の進退についてお尋ねをしたいと思います。

今年2月から世界に広まった新型コロナウイルスによる感染者については、本町でも数名の方が罹患し、また12月に入ってから各地で第3波が訪れるなどその脅威からなかなか逃れられない中、町民はもとより農・林・商・工の各産業において深刻なダメージを受けております。特に年末は商業や飲食業にとって大きな売上のある時期でありながら、コロナ禍による宴会等の自粛ムードから大変心配しております。

このことに関し、町としてプレミアム振興券の発行など市場経済の活性化に対しご尽力されておられますことに敬意と感謝申し上げます。

さて、私ども議員の任期もあと1年をきり、議員としてあるいは議会としての職責や使命を果たせてきたかどうかと自問自答をしておりますが、今期において託された大きな課題の中で学校の統廃合問題、新庁舎移転建設問題がありました。

学校の統廃合問題については、白川町小・中学校再編検討委員会から答申を受け、「学校再編に関する白川町教育委員会の方針」が発出され今後の方向性が示されておりますが、遠隔地からの通学や部活動の在り方、仮設校舎の問題など多くの課題があり、その都度協議しながら子供たちや町民にとってより良い施策を希望するものであります。

また、新庁舎移転問題については、議会においても他町村の役場施設の視察を行うなど見識を深めてきておりますが、町長が示された当初の完成予定時期が大幅にずれてきており、町長の公約の一つでもあったにもかかわらずその進捗はいかがなものかと思っております。

そこで、新庁舎移転建設問題について、現在までの進捗はどのような状態であり、今後、次年度以降の事業計画はどのようなものであるかお尋ねします。

また、この問題は町長2期目の公約であったと記憶しております。町長におかれましては、私どもと同様に任期があと1年をきっております。次期における町長の進退についても併せてお尋ねいたします。よろしくご答弁ください。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。町長。

(町長 横家敏昭君)

○ 町 長 それでは安江議員の質問にお答えさせていただきます。

行政の目的は町民の生活を豊かにすることだと認識いたしております。生活を豊かにするとは、経済的、文化的、社会的地位向上と考えています。そして生活を豊かにする前に町民の安全、安心の確保に責任があるというふうにご考えておるものでございます。

そうした観念から、町長就任最初に取り組んだのが、老朽した簡易水道施設の改修であり赤川浄水場、白川浄水場、今年度には一番難工事となっております下金への水道管布設替え工事に着工しほぼ目途がたったところでございます。この事業につきましても議会の皆さんの絶大なご支援があったこそ、こういう形で実現できたというふうに思っております。

庁舎整備におきましては、最近では、昨年6月と12月、今年3月の定例会において一般質問がございましたので、それぞれ答弁をさせていただいております。

学校の再編方針案が示されましたので、私は庁舎より学校の方が大事ですというような発言をさせていただきことも記憶しておるものでございますが、この4月議員協議会において町の方針をお示しさせていただきました。議会の皆様のご意見をいただいた中で、現在、河岐地内で庁舎の候補地の調整を進めているところでございます。最終的な候補地をお示しできる段階へと少しでも早く協議を進め、今年度中には議会の皆様にお諮りをさせていただきたいと考えているところでございます。

用地が決定いたしましても、役場の機構改革、課の配置、庁舎規模の確定、事務分掌の見直しなど、内部で詰めなければならない協議事項もいろいろございます。用地の取得、さらには環境調査、基本計画を経て、基本設計を進め、さらに、レイアウト設計、詳細設計へと進める段階になります。

コロナ禍の状況にもよりますが順調にいけば、来年度用地取得、基本設計、実施計画に入れると考えておまして、庁舎が実際建てれるというのはひょっとかすると令和5年にずれ込むではないかなと思っております。

いずれにいたしましても、町の方針の具体的な案をその都度、議員の皆様にご説明させていただき、ご意見を伺いながら詰めてまいりたいと思っておりますので、引き続きご理解をお願いいたします。

最後にご質問がありました私の任期9月でございますけれども、どうするんだというお話でございました。その進退につきまして答弁をさせていただきます。私は句で一つ答弁をさせていただきます。「来る秋は、雨か嵐か知らねども、今日の勤めに田の草を取る」以上でございます。

- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。はい。
- 8 番 ただいま町長から大変明快なご答弁をいただきました。町長選については後から申し上げます。学校統合、そして庁舎建設については、町長から答弁がございましたけれども、学校統合においては当初に白川町の小中学校全部を統合するんだという話があったと思います。そして、小学校の統合の中で、白川小学校、白川北小学校、佐見小学校を一つにして白川北小学校に造ったらどうかということがあったのですが、白川北小学校と白川小学校は統合合併をして今すばらしい学校として出発いたしておりますが、ただその当時あった佐見小学校が今人数が本当に少なくなってこれからどうするかという問題もございます。町長として、これは町長だけでなく教育長もそうですけれども、学校統合というのは一番大事なことであることは事実です。そして、今一番大事なものは佐見中学校、黒川中学校、そして白川中学校の3つの中学校が非常に生徒の数が少なくなって、佐見中学校においても黒川中学校においても部活動ができない。白川中学校でもなかなかいい部活動ができない。だからこの中学校を早期に統合合併してほしいという父兄や皆さんのお願い事であったと思います。それが中学校においては後1年2年で統合されるであろうと私は思っておりますけれども、今一番大事なことはその学校統合して、それぞれ立派な先生ばかりで教育に対して教え方が悪い、良いという問題ではなくって、それぞれ大勢の生徒と勉学を励み、そして上級学校に行こうとする状況が、今加茂高校が滑り止めの学校になっています。それはどういうことかということ学力が非常に低下しており、そんな状況の中でいわゆる私立がだんだん上がってきたということであるそうです。だから私は早期にこの中学校の三校は統合してほしいなとそう思っております。そのことについてだいたいいつ頃のめどを考えておられるかということ。

それから、庁舎においては町長から答弁をされましたけれども、今私が非常に不愉快に思っていることは河岐地内で土地が決まったと、そしていくらくらだと、いろいろのことを協議会長さんから聞いてお前たち知っとるか。そんなことは議員は聞いておらんということを行いましたけれども、そういうことで河岐のどこが候補地かわからないうちに河岐に造るんだ、ここだ、ここだと言って話が先に出てしまって、議会は全然そんなこと知りません。河岐が候補地だということは言いました。やはりこのことについても河岐の早く候補地を、河岐も一カ所だけではないと思います。それを決めてかかっていると、議員はいったい何をしているんだと、どうするんだと、あそこがいいとか、ここがいいとか。決まってもおらないのに世間では決まってしまって今土地交渉をしておるんだというわさが協議会長の中に入って私のところに聞いてきたことがあるわけです。本当にそうっておるのか、河岐のどこに決まったのか、本当に決まっておるの

か、これから決めようとするなら当然決めていただきたいわけですが、まだ役場庁舎建設委員会の特別委員会がありながらそれすらまだやっておりません。それで決まるはずがないと私は思っておりますけれども、しかし世の中、世間では河岐のある所に決まったということを出ておるようですが、本当にそのような状況で執行部はまた内緒と言っても土地はいくらで買うのでしょうかという打診はされておるかもしれませんが、打診が外に出てしまえば私は何の効果もないと思いますが、その点についてもしっかりと話を受け承りたいと思います。

それから学校統合の問題についても中学校は先ほど申し上げましたけれども、一番初にかかったのは白川町が小学校を全部を統合したいと、統合するのだという方針のもとに合併統合という話がでてきたと思います。今はどこどこ、どこことというような、なかには黒川は合併しない。そして蘇原はまだ大丈夫だからしない。児童の少ないところだけやればいいんだという話を聞いておるわけですが、それでは白川町がこれだけ児童生徒が減っていく中で学校の一番の基本的な教育を見逃すわけにはいかんと思うんですが、その点について町長、もしわからなければ教育長に私がお尋ねをしておきたいと思います。以上についてご答弁をいただければ幸いです。

○ 議 長 はい、町長。

○ 町 長 はい、それでは答弁をさせていただきます。

まず庁舎の件でございますけれども、私どもは最初に白川中学校をお示しさせていただいたものでございます。その後、議会の皆さん方から河岐地区にという要望も出ておまして、今は河岐地区それぞれの場所を出していただいておりますので、地主の皆さんの意向というものを聞いておるところでございます。その話がたぶん協議会長さん云々というとかそういった話は私ども半中するものでございませぬし、地主の皆さん方に売ってもいいかどうか、いわゆるここに建ててもいいかどうか、意向を聞いておるのが状況でございます、このことにつきましてはまだ皆さん方に聞くというより、公の場でいくらいくらでというような交渉ができる状況でないということだけ申し伝えておきたいというふうに思います。地主の皆さん方のご許可が出ればその時点で皆さん方にご協議を諮っていきなというつもりでおるところでございます。

それから学校の問題につきましては、最初ご承知の通り、白川と白川北地区の皆さん方から出た話がこの白川小学校への統合でございました。この協議をする段階で白川町の全体の学校編成の在り方を検討したらどうかというご意見をいただいたわけですし、その中で検討委員会を立ち上げていただきまして、その結果を皆さん方にお示しをして、今現在進んでおりますのは急を要するところから、

佐見中学校と白川中学校の統合の話を具体的に進めております。先般までに佐見地域の皆さん方や役員の皆さん方に寄っていただいて、役員というのは各自治会からお二人ずつ出させていただきまして、統合についてのご意見を賜ったところがございます。そうした状況が進んでおりますので、今年度中には皆さん方に佐見中学校と白川中学校の統合についてを、お諮りをさせていただかなければいけないというふうに思っております。補足につきましては、教育長の方から説明を申し上げるものでございます。

- 議 長 はい、教育長。
(教育長 鈴木雅史君)
- 教 育 長 学校統合につきましてはいろいろ町長からも申し上げましたけれども、学校再建に関する白川町小中学校再編検討委員会からの答申を受けまして、それを基に学校再編に関する白川町教育委員会の方針を発表しております。将来的に白川町にとっては小中学校一貫の9年生の義務教育学校にしていくのが望ましいのではないかというような方針を立てておりまして、それに向かって順次統合というような形をとりながら進めていくことで、現在は佐見中学校と白川中学校の統合について地域の関係の方のご理解をいただきながら進めていこうと働きかけておりますのでよろしくをお願いします。
- 議 長 はい。
- 8 番 今、町長からあるいは教育長から学校につきましてのお話を答弁していただきました。佐見中学校においては白川中学校で良いと思いますけど、来年再来年には合併ですけれども、これは黒川中学校もあるわけで、中学校3つは早期に一緒になった方が私は良いと思いますので、そのことも検討してほしいなと思います。
それから最後に町長が先ほど素晴らしい言葉で述べられましたけれど、私は学がないためにあの言葉が理解できません。だから、町長も学校統合、庁舎建設等々の問題があと8カ月や10カ月でできるわけでもございません。だからそうしたことを考え今の答弁中の内容については、続けてやっていくという方針に私は理解してもいいわけですか。その答弁をしっかりとっていただきたいなと思います。
- 議 長 町長。
- 町 長 ありがとうございます。川辺の町長さんと同じでございまして今は何にも考えておるところではございません。
- 議 長 はい。
- 8 番 質問は終わりですけれども、町長として何にも考えておらんで困るわけです。議会も来年の8月には選挙がある。町長選挙も同時選挙がある。だから残された仕事を完全に実行していただくことを心からお願いをして一般質問を終わらせて

いただく。ありがとうございました。

○ 議長 8番 安江孝弘君の質問を終わります。

続いて3番 梅田みつよ君。

(3番 梅田みつよ君)

○ 3番 議長より発言を許されましたので、質問に入らせていただきます。コロナ禍でございますのでできるだけ簡潔にやるようにまいりたいと思っておりますが、中身のあるご答弁よろしくお願ひしたいと思います。

そして本日議員はこうしたストラスリボンというのを付けております。これはコロナ禍で病んだ方々、そしてこれからもコロナに感染していろんな心を病む方もおられるかもしれませんので、そういった方々を私たちは暖かく迎えて、そういった方を差別しないという趣旨のリボンでございます。どうか皆様方でリボンの輪を広げていただけたら幸いかと思っております。

では質問に入らせていただきます。令和2年2月こども議会が行われました。その中で、ある小学生から白川町に「公園のある町」という題で質問をされた事を覚えていらっしゃいますでしょうか。町内には、子どもたちが安心して伸び伸びと遊べる公園があるでしょうか。大人たちが散歩に行きたくなるようなのんびり出来る公園はあるでしょうか。クオーレは一部の利用数はあるものの、ほとんどが町外から来るお客様で、何かとこういった時期でもございまして町民は遠慮がちでございます。そしてベンチも遊具もなかなか充実しているとは言えない状況ではないでしょうか。現在コロナ禍であるという事は、重々承知しておりますが、だからこそ子どもたち、或いは、大人たちが、公園を散歩したり、ベンチで読書をしたり、ペットを散歩させたり、親子のスキンシップや笑い声が聞こえるような、そんな姿をみられるような公園整備についてお伺ひしたいところです。そしてこここのところ、子どもの声が聞こえなくなって寂しい、というお声も頂戴するところでございます。普段から町長が発言されます「町の全部が自然が公園です」ということをおっしゃることがございますけれども、子どもたちや大人の価値観とはややずれたものでないかと思うところでございます。時代と共に民衆の方の価値観は変わりつつあり、その思いは少しずつ変化しているところでございます。例えば第三セクターについては将来自分たちにとってどのくらいのお荷物になろうとしているのか、そして町内に住む若者たちはそれを自分たちが背負って引き継いでいけるものなのか、税金は上がるんじゃないか、最近はおっぱらそんな話題が飛び交っております。この町は白川町の何を貫き、何を決断していくのか、どこへ向かうのか、そういった方向性がぼやけているのではないか、というお声を頂戴いたします。任期、私ども町長とも1年をきっている状況でございます。町長の真剣な決断を町民は期待しているということだと思っております。

このコロナ禍で町民の大多数の皆様がこの医療体制の脆弱なことを自らそれぞれが認識し予防され安全に行動されているというふうであります。それであるならば、より町内でくつろげる場所が必要ではないでしょうか。保護者の方からも公園を望む声が多くあります。自宅での生活は大変息が詰まる、育児が行き詰まる、そして保護者のストレスも溜まっております。保護者の方々は子どものそういった思いの実現のためその多くは、美濃加茂の前平公園とか各務原とか川島、そういったような整備された公園へ行ってしまっているのが現実でございます。白川にないからという理由です。近くにあればいいのにな、という声を切実にいただいております。

コロナ禍で、大概の予算は、災害復旧やコロナ対策事業に使われております。一方で、もちろん保護者や子育て世代に対しては、現金支給や地域振興券そういった様々な施策は行われているところでございます。しかし生活の面で、心身の面では、我慢を強いている状況に変わりはないと思います。町長の入れどころは大変多岐に及んでいると思ひまして、ご苦勞も多いことかというふうには思っておりますが、災害復旧や道の駅の充実などそういったところも観光資源の大事な一つと思ひまして町の誇りであると思ひます。しかしながら、道の駅などを利用する主な人はやはり町外のお客様が多いと認識しているところでございます。町内の人たちが楽しく快適に安心して利用できるようなそういった場所は白川町のどこにあるのでしょうか。公園の整備について、私は議員になってから一度も町長の口からこういったことがあるといったことは聞いた事はございません。過去、議員からも様々な質問が上がっていたと思ひますけれども、前向きな答弁はなかったというふうに認識をしております。今年の2月のこども議会の、あの質問をした児童は今中学生となっており、その時の自分の質問を忘れる事はないと思ひます。

今回の質問では、国道41号線のトンネル工事の残土についても住民の期待が高まっているところでございます。そして最近、コロナ禍で自宅で過ごされる人が増えてきてペットの需要が高まっていることはご存知ではないでしょうか。人もペットもゆっくりと伸び伸び遊ばせる事が出来るドックランがほしいという声もございます。

ドックランにつきましては岐阜県内でお伝えしますと、高山市、清見町、可児市、各務原市、伊自良町、百年公園そういった所が、ドックランは整備されているところでございます。いずれもですね、本当に安価な利用料金で、民間か公営かそこはちょっと確認はしておりませんが、そういったドックランこれから需要があるものというふうに思っております。

ここで質問に入らせていただきます。町長も我々議員も任期は1年を切ってお

ります。その条件の中で、これからの未来・将来を担う子どもたちの思いと、心の豊かさを育むため、大人も寛げる公園の整備について計画はあるのか、ないのかをお聞きしたいです。加えて、先ほども申しましたようにペットの需要が高まってきております。飼い主さんもペットも伸び伸びと過ごせるようなドックランの建設について、前向きにご検討いただければと思っておりますがいかがでしょうか。

それからもう一つ、国道41号線のトンネル工事について、蘇原地区は一時は自治協議会長と議員を交えた連携会議が実施されたところでございますが、それ以降会議は実施されておられません。この協議は立ち消えになっているのか、それとも町長はじめ一部の町長部会というような役員の中で取り決めをされているのか。これはどうなっているのでしょうか。去る12月13日には七宗町で起工式が行われました。改めて、国道41号線の上麻生防災事業でトンネル工事の残土はどのように活用されるのか、町民に説明をお願いしたいところでございます。よろしく願いいたします。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君)

○ 企画課長 梅田議員のご質問にお答えをいたします。

公園整備のご質問は、過去に服部議員から何度か一般質問がなされており、昨年9月の定例会においても、町長が答弁をしております。そこでは「公園の整備を求める声が多いことは承知しており、家族が一日ゆっくりできる総合公園のようなものであることも認識をしている。しかし、広範な白川町の地形、自然条件、また整備費、維持費といった財政上の見地から、身近で安全な各地区の学校、保育園の遊具等の活用をお願いしたい。また、合わせて大野台パークやクオーレふれあいの里の遊具の整備を進めたい」と言っております。ご質問の「公園を整備する計画はないか」については、その計画は現在ありません。

町内の保護者や子どもたち、大人たちのホッと息のつける場所はどこにもない、とのご意見ですが、子育ての支援とその交流の場づくりについて、町としてできることを実践しているところでございます。

白川北保育園に併設した「子育て支援センター」では、町内の乳幼児、保護者の交流の場を提供し、コロナ対策を徹底した中で利用していただいております。クオーレふれあいの里・芝の広場には、本年度も遊具の整備を行いました。町内の方の利用も徐々に増えている状況とお聞きしております。全てが公園に替わるものとはなりません。町民、子どもたちのコロナ禍の心のケアも含め、できることをできる施設、資源を活用して取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

ドックランの建設については、需要がどれほどあるのかが不明でございます。もし公園整備も含めてですが、候補地や地域の同意が得られるのであれば検討できるかと思っております。

上麻生防災についてですが、現在その活用については具体的な案はございません。以上、梅田議員の質問の回答といたします。

- 町 長 補足で私の思いも述べさせていただきます。公園につきましては従来からと同じ考え方でおるわけでございますけれども、公立学校の統合を優先順位をつけてやっていかなければいけない行政の中で、公園をどうしていこうか。確かに希望される方もあります。それをどう利用していこうか。例えば、この前答弁をさせていただいた中で森林を活用したアドベンチャーのようなものも地元の人が作りたいたいというような形で動いてみえる方もございますので、そんな人たちとともに自分たちで公園を作っていこうとするそんな動きになればありがたいなと思っております。

ドックランにつきましても、今、数日前に坂ノ東のワンイレブンという会社の方がお見えになりまして、今その会社がドックランの建設の資材とか販売を始めたという話もございました。私も犬を飼ってましてドックランを作っているわけですし、簡単ものでございます。網だけ張っておくだけでできますのでそんな形でやっておるところでございます。

それから、41号のトンネル工事が出る土砂につきましては、もう議会の皆さんにご説明はしておりますように、この前の補正予算で測量費を計上させていただくわけでございます。基本的には地域の皆さん方から、どこどこを埋めてほしいというような、そういうのを第一基本としておるところでございます。また、私どもも行政の中でも有効に使わなければいけないということで、それぞれの思いの中できたとところでございます。なにせ急な工事の進み具合でございますので、なかなか候補地を上げることはできるんですけども、本当にそれが国土交通省がそこでいいですよというような状況もまだできていないという状況でございます。具体的に何をするかという状況は非常に難しい部分がございますが、私どもとしては地場産業の振興のために使えるような土地が確保できればありがたいなというような思いでおるところでございます。

- 議 長 再質問ありますか。

- 3 番 企画課長から、まず公園整備についてご見解をいただきました。また、現在は子どもたちの支援については子育て支援とか保護者の交流の場を作っているよということで理解しました。ですがコロナ禍で保護者の皆さんも子供たちも新型コロナウイルスは怖いねというふうに理解しており、そういった場に行く足もやはりいくら感染対策をしっかりしたとしても不安があるのではないかなと

いうふうに思います。

学校の遊具についてもなかなか厳しい学校も、使用制限が今どうなっているのかお聞きしたいと思います。学校によって遊具に使用制限が以前はあったかというふうに確認しておりますが、現在、どういうふうに遊具の活用がなったのかお聞きしたいと思います。

それからドックランについては需要が不明ということでございますけれども、さまざまな取り組みをされて民営など公営などがあると思いますので、そういったところを十分に参考にさせていただければ、とても具体的かつ有効なものであるというふうに思っております。建設費用なんかも低額から高額のものまであると思いますし、田舎は雑種犬が多いですのでドックランの活用があってもできない人もあるのかもわかりませんが、白川町にはそういった場所が耕作放棄地とかそういった所がたくさんありまして、そういった所が華やかに生まれ変わるといいなと思うところでございます。

先ほど町長が言われました優先順位を考えての施策ということでいろいろご見解をいただいて、すぐに進めていただいているということでございまして、そういったところは私たちも期待するところでございます。地域の皆様方のそういった、これからもまだまだ続くコロナ禍への不安、そして心理的なストレスについてこれからもですね寄り添っていただきまして、何かいい施策を取り組んでいただきたい、そのように思っております。

防災事業である上麻生防災工事のトンネルの残土については、おおむね道への整備がほとんどかというふうに思っておりますが、これについても若い世代の方々が声を上げられない、田舎は既得権益が多い地域であるというふうに思うならば、政治的なそういった声の大きい人の意見だけが通っていくのではなく、若い人たちからもしっかりと意見を聴衆していただける、そういった行政の在り方を望むものでございます。以上でございます。

- 議 長 はい、答弁。教育課長。
(教育課長 藤井寿弘君)
- 教育課長 学校の遊具につきましては制限をしたという話は聞いておりません。遊具については毎年専門業者の点検を行い必要な修繕を行っておりますので、安全に使えるような配慮しておりますのでお使いいただくことは結構だと思いますので、ぜひご利用していただきたいというふうに思っております。
- 議 長 はい。3番。
- 3 番 わかりました。ありがとうございます。もう一つクオーレの遊具についてお尋ねしますが、確か100万円程度の遊具が二つ新しく新設されたかと思いますが、保護者の方から前あったものが撤去されて今は小さい滑り台だけになってしまっ

たということで、あれでは子どもたちを遊ばせられないというふうにも聞いています。同じこじんまりした滑り台が二つあるだけというふうに思っておりますが、滑り台というそういう遊具というのではなくって、もうちょっとダイナミックな登ったり下りたり遊んだり体を全部使えるような遊具を望んでおられるというふうに思いますので、今クオーレに配備されている遊具はまたちょっと趣旨が違うのかというふうに思っております。ということで質問を終わらせていただきます。

○ 議 長 はい、企画課長。

○ 企画課長 クオーレの遊具につきましては、以前は管理棟の近くにあったものを撤去させていただいたというものだと思います。今年、昨年と2回に渡って幼児が使えるものを芝の広場に二つ整備をさせていただいたという状況です。学校の遊具、保育園の遊具も使えないような小さなお子様ということでそういった遊具を今回整備させていただいております。そう少し大きな小学生、中学生、一般の方も使えるような遊具となりますと現在整備されていない状況です。町長が言われましたようにアスレチック的なものも、こういったもので必要の需要があれば検討していくということで今後整備についても考えていきたいと思っております。以上です

○ 3 番 ありがとうございます。

○ 議 長 3番 梅田みつよ君の質問を終わります。

ここで、10分休憩をいたします。11時15分から再開いたします。

(午前11時04分)

○ 議 長 再開します。(午前11時15分)

次の質問者、4番 藤井宏之君。

(4番 藤井宏之君)

○ 4 番 ただいま、議長のお許しをいただきましたので一般質問をさせていただきます。私の質問事項は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業の効果等についてお聞きします。

新型コロナウイルス感染者が中国・武漢で公式に確認されてから今月末で1年となります。見えないウイルスは瞬く間に世界中に広がり、今日まで多数の著名人を含む世界中で7,300万人余が感染し、163万人以上が死に至っています。世界中で1日に60万人が感染していると言われております。未曾有の新型コロナウイルスが及ぼす経済への影響は計り知れず、日常生活も一変させ、日本では東京オリンピック、パラリンピックを延期へと追い込まれました。

現在第3波は一向に収束する気配がなく、さらに拡大が広がりを見せており、政府は今週14日に今月の28日から1月11日までGOTOトラベルを全国一斉に停止する方針を表明しました。未だ適正なワクチンが接種できない中、これ

までにお亡くなりになられました方々に心よりご冥福をお祈りするとともに、日夜医療に従事しておられます医療機関、医療従事者の方々には、感謝と敬意の言葉を伝えさせていただきます。誠にありがとうございます。

さて、国の対応方針のもと、各都道府県が中心となって対策が講じられ、岐阜県においても独自に「非常事態宣言」を出すなど、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業が次々と打ち出されました。白川町も県の方針に従い、小中保育園の休校、各種行事の中止など、不要不急の外出を控えるなどの対策がとられてきたところであります。心配されました学校につきましては、十分な感染対策をとって再開することができ、現在子どもたちは元気に学校に通っています。

政府は、こうした新型コロナ対策に奔走する地方公共団体を支援するため、令和2年度第一次補正予算で1兆円、第二次補正予算で2兆円の地方創生臨時交付金の交付を決定され、白川町にもこれまでに3億5,000万円近くの交付金が配分されています。

白川町では、これまで大きく4弾にわたって新型コロナ感染対策事業を進めてこられました。今までには、国の特別定額給付金、子育て世帯臨時特別給付金と時を同じくして、緊急経済対策として全町民に5,500円分の振興券を配布されました。その後も立て続けに、休業協力金や、消毒液など感染防止対策費の補助、特産品の送料無料化、町単独持続化給付金、子育て世帯への応援金、荒茶の買い支え事業、福祉施設の感染防止策など、多岐にわたって事業を展開してこられました。

まだ事業が終了していないものもあるかとは思いますが、町が臨時交付金を活用して行ったそれぞれの事業について、これまでにどのような効果があったのか、課題となった事業はなかったか、さらに、第3波が心配される状況下にあって、執行部として新たな感染拡大防止策を検討しておられるのであれば、今後の事業計画等、町の方針をお聞かせいただければと思います。

また、期限がまだあり、予算もまだあるという、町民の方が利用できる事業があるのであればあわせてお知らせいただきたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 安江章君)

○ 総務課長 それでは、藤井議員のご質問にお答えさせていただきます。

令和2年は、正しく未知のウイルスとの戦いの年であったといえます。終わりの見えないこの新型コロナウイルスとの戦いは、今、まさに第3波の真ただ中にあるといっても過言ではありません。

そうした中で、効果等を検証することは時期尚早といわれるかもしれませんが、

白川町におけるコロナに関する対策事業を整理しながら、現時点での効果、課題、今後の事業展開等についてお答えさせていただきます。

国からの交付金については、特別定額給付金や子育て世帯臨時特別給付金、また学校教育における情報化への取り組みなど、個別に支援を受けている事業もありますが、地方創生臨時交付金として白川町に交付された額については藤井議員が述べておられるとおり、約3億5,500万円でございます。この交付金は、地方の知恵と特性を生かして、感染防止策と地方の経済支援を図ることが大きな目的の交付金です。藤井議員のご質問の中でも、町が行ってきました各種事業について触れていただきましたが、白川町ではこれまでにこの交付金を使って51の事業を展開しております。

感染防止策については、マスクや消毒液の購入、避難所用の備品購入、福祉施設をはじめとする各事業所・施設の感染防止策の支援、スクールバスの購入、施設の改修など、さまざまな事業を進めておりますが、今の時点でその効果を図ることは正直困難です。ただし、こうした事業と相まって、町内の事業所の方々、町民の皆さまのそれぞれのご努力によって、町内においては感染の拡大防止が図られていることをありがたく思っているところでございます。

一方で、経済支援に関する事業についてですが、こちらも一概に数字のみから効果を図ることは困難ですけれども、参考までにいくつかの事業について数字をご紹介します。

まず緊急経済対策第1弾として、町民の皆さまお一人当たり5,500円分の地域振興券を配布させていただきました。この事業で約4,300万円が町内に流通したことになります。第2弾としましてプレミアム付き振興券を販売させていただきました。50,000円で67,000円分の振興券が購入できるというのですが、こちらも好評いただきまして12月10日現在で、1億7,200万円分のご購入をいただいております。

また、町内の建築事業関係の皆さまの支援策として行いました住宅リフォーム補助事業につきましては、11月末までに235件の申請があり、6,700万円の補助金を交付いたしました。この事業の全体事業費は約2億7,000万円に上ります。

これらは、振興券やコロナの補助金の一つの引き金となって、経済を動かしたわかりやすい事業といえるかと思えます。

まだ年度途中であり、今後も実績を見ながら、事業の見直し等を進めていきますが、気がかりなのは、飲食店や旅館業のみなさんなど、なかなか支援が行き届かない業種の方があるという事実です。特に飲食業のみなさんにとっては、ようやく戻りかけたお客さんが第3波により離れ、一番かき入れ時の忘年会、新年会

シーズンを直撃しています。町民の皆様方におかれましては、ぜひ年末年始、オーダブル等のご購入についてご検討いただくなど、町内の各種事業者のみなさんの支援についてご協力をいただきますようこの場を借りてお願いを申し上げます。

今後の事業計画等についてもご質問いただきましたが、国からの臨時交付金については、第3弾が検討されているとの情報が入っております。国はGOTO事業なども色々と迷走しており今後の状況はまったく不透明ですが、情報収集に努め、上手に交付金を活用しながら、商工業関係者の支援、医療・福祉関係者の支援など、時に町費の上乗せも検討しながら、白川町の状況を見据えて事業を推進してまいります。

もう一点、まだ利用できる事業についてのご質問もいただきました。例えばプレミアム付き振興券の販売は、今月30日までとなっていますので、購入を考えておられる方は是非お急ぎください。町の各種支援事業の対象となっていながら、まだ手続きをしていないという方も多いのではないかと考えております。広報しらかわやホームページで今一度内容を確認していただいて、不明な点があれば早めに担当課の方にお問い合わせいただければと思います。

今の時点での、効果、課題、今後の見通しについてお答えさせていただきましたが、年度途中ですので、質問の趣旨とずれておりましたらお許しを願います。この年末年始は最大限の警戒が必要といわれております。いつもと異なるお正月となろうかと思いますが、明るい年になることを信じて、町民の皆様引き続き感染防止策の徹底、ご協力をお願いしまして、答弁とさせていただきます。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。

○ 4 番 ただいま総務課長から答弁をいただきました。その中で目に見える効果として言われましたので、これを取り上げさせていただきますけれども、住宅リフォームの事業についてです。先ほど答弁としては235件の町内から申請があると。そして事業費として2億7,000万円の経済効果を生みました。このリフォーム事業は担当課の方ですでに検討されていたという経緯を聞いておりますけれども、以前の議員協議会の時に細江議員がコロナの影響で一人親方の仕事が減っていると発言をされたこともありまして、この事業化にできたものと思っております。そして、その効果というのが最終的に2億7,000万円の経済効果を生んだということです。

当初、この工事価格が確か150万円以上が対象になっておりましたが、佐伯議員がこの工事価格をもう少し下げたらどうか、という意見を発言され、工事費が10万円以上となったということもありまして、リフォームを発注する側の財布の紐も緩んだではないかというふうに思っております。補助金の当初予算が1,300万円を見込んでいたものが6,700万円となるなど、本当に目に見える

効果であったと思います。

もう一つ総務課長の答弁の中で特に気がかりということで、町内の飲食店や旅館業をされている方などに、何かしらの支援が届かないという心配をされてきました。今回政府が方針を示したように、全国的にGOTOトラベルの一時停止を表明したことがGOTOトラベルと関係ない人の動きまで止めることになると思われれます。そして、このことが増々飲食店や旅館業の方々に影響を悪くするのはと懸念をいただいております。

先ほどの答弁の中にもありましたが、プレミアム振興券も今月一杯が期限となっております。50,000円で67,000円分の振興券が購入できるという大変お得なチャンスでもありますのでどうか購入していただき、事業所やお店で来年の3月までが有効期限となっておりますので、是非お使いいただきたいと私からもお願いいたします。

また答弁の中で今後の事業計画についての見通しもお聞きしました。第3弾の国の交付金も第3波を思うとせざるおえなくなるのではと想像します。答弁の中にありますが、国の第3弾が決まりましたら優先して商工業者、また医療関係者支援など素早い支援をお願いしたいと思います。この点につきまして、町長のお考えをお聞きして質問を終わります。

○ 議 長 答弁を求めます。はい、町長。

○ 町 長 ただいま藤井議員から説明がありましたことに対しまして、私どもが提案いたしましたそれぞれの事業の中で、議会の皆さん方と協議をしたうえで良い方法で今回できたなというふうに思っております。ご協力ありがとうございます。

もう一つお詫びを申し上げるわけでございますけれども、私どもの職員がコロナに感染したということで大変皆さん方にご心配をおかけしましたことも、お詫び申し上げます。

さて、年末年始、先ほど私どもの町内において業職で誰か一番困っているかというような話がありまして、我々も調査をいたしましたし、先般商工会長、佐見の商工会の皆さんもお見えになりまして来月の予算に向けてのいろんな話もさせていただいたところでございまして、そんな中でやはり飲食業に携われる皆様方は大変お困りであるということで、私どもも毎週1回弁当を、弁当日というのがございまして今日も確か弁当日のはずの日でございまして、町内の飲食店の方々から交互に弁当注文をさせていただくような状況でございまして、まだしばらく職員の皆様方にも協力を得て続けていく必要があるなというものでございます。

そして緊急でございまして、皆様のお手元にいつているかあれですが、実は昨日でございました。県のコロナ対策会議の中で、国、県が言っておりました年末

年始における営業時間を短縮をしていただくことによって100万円を、これは町も負担があるわけですが、100万円の補助をするという事業が出てまいりました。急に出てきて昨日夕方までに締め切りということでございました。今日の新聞にも出ておるようでございますけれども、私どもも該当者を探しまして10件近くあるのではないかとということで、そういった方たちの応援になればという思いで今応募しておるところでございます。たぶん許可されるのではないかなということ。少しでも助けになればなという思いでございます。

またその他につきましては、特に医療機関の皆さん方に対してそれぞれの医療機関の皆さん方からご要望を伺いながら、福祉もそうですけれども、第3弾のコロナ対策の中で対応できるものはすぐに対応してまいりたいと思っているところでございます。以上でございます。

- 議長 再質問ありますか。4番
- 4番 質問はしませんけれども、今町長が言っていましたように、今朝の新聞で白川町も時間短縮の対象地域になったということで、ああ良かったなというふうに思いました。こうした支援というのは本当にトップの考え方しかできませんので、そういった確保をしていただいた、お願いをしていただいたということで良かったなと感謝を申し上げます。ありがとうございました。
- 議長 4番 藤井宏之君の質問を終わります。
次に1番 服部圭子君。
(1番 服部圭子君)
- 1番 それでは議長の許可をいただきましたので一般質問をさせていただきます。今回二つの質問は、コロナによって大きく生活様式も変わったり、それによるリスクを受けられた方もおりますし、今後もなかなか終息も目途というのは立たないということを前提にして、今後の白川町の在り方について、食と心の面の健康についての質問をさせていただきます。

最初に悩み事相談窓口の充実について質問いたします。12月の広報に挟まれてありました「あなたの心により沿いたい」白川町保存版のチラシは、コロナ時代の中、心身の健康や、命を落とすことのないようにとの心配り目配りを感じ、心がほっとしました。「よりそいほっとライン」という名に代表されていますが、どんな人のどんな悩みにもよりそえる多様な窓口の充実が今望まれています。そこで次の質問をいたします。

このチラシですが広報には挟まってはいたんですが、お聞きするとそんなのあったというような声もありましたので、多くの方に届けさせていただきたいということも含めて質問をしたいと思えます。現在町が行っています5つの相談事業こころの健康相談、メール健康相談、無料法律相談、若者サポートサロン、人権

相談の現状と結果、また今後の充実策と今回のチラシ発行への思いを町民にお聞かせください。

- 議長 はい、答弁を求めます。地域包括支援センター長。
(地域包括支援センター長 三尾三和子君)

- 地域包括支援センター長 それでは1番、服部議員さんの一つ目の「現在町で行っている相談の現状等」についてお答えいたします。まずは相談機関の案内チラシにご注目いただきありがとうございます。

それぞれの相談の現状なんですけれども、まずは心の健康相談ですが年10回、保健センターで精神保健福祉士による相談を行っています。状況により、家族相談や訪問相談にも応じています。令和元年度なんですけど相談件数は14件です。毎年10人以上の方の相談を受け付けている状況です。ご自分の事、ご家族の事、精神的な悩みや認知症の介護についてなどについての相談いただいております。

人権相談につきましては、人権擁護委員による相談を町民会館で年6回行っております。相談会で昨年度は2件相談があったとお聞きしております。相談会のみではなく、人権擁護委員さんには常時電話などで対応いただいておりますが、件数は法務局の管理になりますので、公表はされておられません。

若者サポートサロンなんですけどこちらは年4回、NPO法人でひきこもりに関わっておられるアドバイザーを依頼し、ご家族の集いとして開催しております。20人程度のご家族にチラシを郵送し、多い時で5人程度の参加の状況です。今年度はコロナ対策でグループワークができませんでしたので、先月1回のみ開催でした。親さん同志の語り合いで気づきを得られたり、ひきこもりや仕事が続かない、治療中のお子さんへの対応のアドバイスを受けている状況です。

無料法律相談については、社会福祉協議会が隔月で福祉センターで実施しております。昨年度相談件数は33件、必要な方へは法律相談の同じ会場内で、精神保健福祉士が心の相談も利用できるように福祉センター内の別室を準備し体制は整えておりますが、現在そこまで必要として利用される方はありません。メール相談につきましては今回初めてチラシに入りましたので、これからの状況ですので説明はありません。今までは対面や電話での相談でしたが、今年度新たな、メール相談なんですけれども、これから多くの方にご利用していただくと嬉しいと思いますし、新しい相談の形としてはこれから普及していくものだと思います。ただ、パソコンメールの都合上、返信がすぐ可能ではない点の課題が残っているところです。

成果、充実策として、これらの相談窓口として開いたところへいらっしゃる方の受付件数は先ほど述べましたような人数なんですけれども、4月から保健福祉

課内に設置された総合相談窓口であります地域包括支援センター、基幹相談支援センターでは日々の電話、面接、訪問等で、毎月200件から250件程度の住民対応をしております。福祉係、保健係との連携もしやすく介護認定、障がい、生活困窮、医療保険との絡みの相談、そして家族全体に対する対応がしやすくなっています。

また居宅介護支援事業所のケアマネジャーさんが要介護の方の本人や家族の心身のケアに常に心掛けておられ、心配な場合は連絡を取り合ってきたということです。このような相談の結果、医療機関の受診に結びつく、就労に結びつくなどの目に見える成果もありましたが、何より「話を聴いてもらい気持ちが楽になった」と語られる方がほとんどで、心にゆとりができたことが嬉しい結果と思っております。

今後さらに相談にあたるスタッフが研修を積極的に受けてスキルアップすること、そして待っているだけではなくこちらから出かけていく訪問のアウトリーチ型の相談が今後の充実策のひとつと考えています。

先ほどのチラシ発行につきましては、まさに今、自殺対策も含め、相談を求める方が、適切な相談機関へ繋がる事が生きる支援の第一歩であると考えています。今回、町民皆様にチラシを手にとっていただき、必要としている方に窓口が分かるよう思いを込めて、全戸配布をさせていただきました。相談機関をまだご存じない方もあるかと思えます。ぜひこの機会に多くの方に知っていただきたいというのを思っております。以上です。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。

○ 1 番 それでは再質問させていただきます。このような事業を行っていただき、また4月から総合相談窓口があったということで多くの方が何かに繋げる、助けてほしい、困っていることが改善されるように繋がっているんだなっていうことを感じさせていただきました。

自治体窓口は非常にそのように充実して支援策も充実しているんですけども、実は困っている人の相談に来る人の割合というのは20%ぐらいだというふうだと一般的に言われているそうです。つまり相談に行くという人は強い人と言われていまして、助けてと言える人は強い人、なので、そこに心理的な障害、つまり困っていることを人に知られたくない。自分もそう思いたくない、ということとか、あと周囲の眼差し、人に知られたくない。そこに相談に行くということは、誰かしら自分を見てあの人来たんだなっていうことがわかってしまうとか、そういうことがあったり、あとはやはりそういった窓口が平日の時間に限られていたりするとそこに行けない。または足がない。そういったこと。

もう一個は実際チラシを全員が見ているかというところ

があると思います。そういうことで、情報が届いていない。そんな壁が80%の方にももしかしたら届いていないんじゃないかという面があると思います。先ほどセンター長のお話の中で、アウトリーチということを進めていったほうが良いというお言葉をいただきました。このような8割の方に届けるためにはアウトリーチという予防の福祉といわれるものだそうです。こちらが待っていて来た人に支援を与えるのではなく、常日頃からこんなのがありますよとか、別の面での関係性を作っておくことで、より自分が困った時には行ってもいいんだという心の壁、場所の壁、そういった周囲の不安そんなものも取れていくというふうに言われています。そういった点で、今回メールの健康相談というのをやっていただいて大変いいことだなと思いました。けれども、メールのアドレスは書いてありますがそれを打つというのがとても大変で、県の方の窓口にはQRコードというのが紙にもついておりました。そのように即座にやれるような方法を、ITに強い方たちの支援を受けながら、そういった保健事業を進めていっていただくといいのではないかなと思いました。また、総合相談窓口というのがこのチラシの中には私は覚えがないんですが、もしかしたら総合窓口書いてあったかもしれないんですが、何でもかんでもとにかくここよというみたいな場所を作り、そこからいろんな部署へ繋いでいただくというようなワンストップというのかわからないですがそういった窓口を置くということもいいのではないかと思います。

それから、若者のサポートなんですけれどもこれもアウトリーチという方法でいくと、むしろ今はLINEが普及し、スマホを持っていない人は少ないです。LINEとかで日ごろから繋がっていく。住民であったら若者層の人はここで繋がっているような状態を作っておけば、いつも何か相談があれば個人的に誰にも見られずに相談ができるということがありますので、その3点について改善というか、お考えをお聞かせいただければと思います。どうでしょうか。

○ 議長 はい、答弁。

○ 地域包括支援センター長 ありがとうございます。2割の方しかやはり相談していないという現実はやはりあると思います。周囲の目を気にしないよう、相談の時には必ずプライバシーを守る予約制で人と人とは合わないような工夫をさせていただいております。来れない方には、こちらから出かけていくというような形で進めておるところです。

メールの件になりますが、県でQRコードがついていたということで、私も手で打つのが苦手なので、QRコードにつきましてはすぐ使えるということで検討の余地があるなということを感じましたので、また持ち帰りたいと思います。

それから、何でもかんでもここよという相談窓口の件なんですけれども、地域包括支援センターは総合相談窓口として開いておるところです。ところが、こちらに入

る件数は多いのですけれども、これだけ広い地域ですと各ケアマネの事業所とか各ふれあいセンターに生活の相談とかが入ることもあります。それがこちらに集まってくるという繋ぎ方です。何でもかんでも地域包括支援センターではなく他のところで受けたものがしっかり地域包括支援センターに入ってくるというような仕組みをしっかりと構築していきたいというふうに思います。

最後の若者のことについて、メールのことと重なりますけれども、確かに顔も見ずに特命でできるというのは大きな利点だと思います。またこれにつきましても検討をしていきたいと思います。以上です。

○ 議長 再質問ありますか。1番。

○ 1番 では、次の質問にいきたいと思います。

今のご答弁とも重なるかとは思いますが、悩んだ時、思いつめる前に目に留まりやすい表示方法の充実が望まれます。悩んでいる方はもちろんのこと、その家族や自分が元気な時にもそのような相談窓口があることを知ってもらってはとても大切だと思います。今回のチラシに加えて、ホームページに上げるなど、今後のお知らせ方法についてのお考えをお聞かせください。

○ 議長 はい、答弁。

○ 地域包括支援センター長 では、2つ目の質問にお答えします。議員ご指摘のように、相談を求めた時にその相談先がすぐ分かるような工夫、すぐ目に留まる工夫というのが必要であると思います。現在、中学生向けにSOSの出し方教室を実施し、その時に学校を通して各家庭にチラシを配布いただいております。また、今回広報に挟み込んだチラシなんですけれども、今後もいろんな機会でも手渡しできる方、それから福祉関係の方などから個別にお渡しして、必要な時に目に留めていただけるようにしていきたいと感じております。このチラシはホームページにも掲載しておりますが、今後、さらに目に留まりやすい工夫も検討したいと思います。

○ 議長 再質問ありますか。

○ 1番 そうですね。ホームページの1面のホームのところに一つリンクがあって、困ったことは助けてって言っていいんだよというような、目に留まりやすく、またそこにアクセスしやすいようなものが必要だと思います。自殺対策対応というところにICTを用いたアウトリーチをしていくように推進するというようなことを明記された資料がありました。このような事を今後もより一層、今コロナでそういった心の病、10月には日本の中で女性の自殺も多くなったということがありますので、そういった波がいつこの町にもくるということを予想して早期に進めていただくように思いますがいかがでしょうか。

○ 議長 はい、地域包括支援センター長。

○ 地域包括支援センター長 ありがとうございます。よく理解ができましたので、またそのように進めて

まいります。

○ 議 長 質問。1 番。

○ 1 番 その時に人材というのが、今保健福祉課の中で保健師さんが当たっていたりとか、ソーシャルワーカーの方ですとか、カウンセラーの方をアドバイザーとしてお願いしているとお伺いしましたが、予算的に人をお願いするにはかなり少ないのではないかと。それを職員の方がやっただけだと思ってしまうのですが、その点で人材を町内の方で育成するというような応援団が必要ではないかなというふうに思います。その点の事業拡大をお考えではないでしょうか。

○ 議 長 はい、保健福祉課長。

(保健福祉課長 杉山哉史君)

○ 保健福祉課長 福祉の分野で人材不足というのは本当に切実に感じております。町の職員には保健師を始め、包括支援センターにもそれぞれの専門職がございます。もちろんそれだけではなかなか足りないもので、社会福祉協議会、あるいはケアマネジャー等の専門職、そういったところも含めていろんな相談にあたっておりますが、これからは更に総合相談窓口となる包括支援センターの人材の育成に努めながら、なかなかこれだけの規模の町ですので大勢というわけにはいきませんが、町内での人材の育成と資質の向上を目指していきたいと思っておりますし、それで足りない部分については、外部の専門家、専門職の活用を進めてまいりたいと思っております。

○ 議 長 はい。1 番。

○ 1 番 目に見えない予算ですが、是非ともそういったソフト面の予算を向上させていただきたいと思っております。

次に3番目の質問ですが、外国人、転入者の方には地縁血縁のない方も多くあります。多様なSOSがあると思っておりますが、今までの事例を踏まえ窓口の現状と課題をお聞かせください。

○ 議 長 はい、答弁。

○ 地域包括支援センター長 生活の困り事等が起きたときに、白川町に地縁のない転入の方でも相談できやすい状況を基準に考えていきたいと思っております。また、ぜひ町民の方をお願いしたいと思うことがありますが、外国籍の方や転入の方が身近に生活されていると思っております。お困りの様子があれば、ぜひ総合相談窓口である地域包括支援センターや身近なふれあいセンター等へお繋ぎいただけますようお願いいたします。相談機会があってもなかなか敷居が高いと思われるのは、先ほども述べましたが白川町も例外ではありません。ご本人を相談機関に繋ぐという事を、改めて周囲の方もご協力をいただきながら、私どもも心がけていきたいと思っております。

○ 議 長 はい。1 番。

- 1 番 ありがとうございます。では4番目の質問に入ります。
 チラシには、岐阜県内の様々な窓口が紹介されていました。そのような県の相談窓口施策との連携も重要ではないかと思いますが、連携の現状と今後の方向性についてお聞かせください。
- 議長 はい、地域包括支援センター長。
- 地域包括支援センター長 県などの相談機関との連携ですが、安心してご相談していただけるよう、基本は匿名での相談になっております。またご本人の同意無しで県への相談内容は自治体と共有することはありません。しかし、中には必要とされる場合はご本人の同意があれば、県から町に連絡をし連携をするケースもあるとの事です。
- 議長 はい。1番いいですか。
- 1 番 ありがとうございます。全体として相談しやすい窓口と、ICT、コロナ禍でこういったものが設備されてきたということはそういうものを使って、会えないけれどもオンラインで感じたりということがありますので、是非こういった面をしっかりと新しくチャレンジしていただいてより一層の効果を上げていただきますよう、お願いいたします。この件についての質問を終わらせていただきます。
- 議長 ここで休憩にしたいと思います。
 再開は13時からです。よろしく申し上げます。（午前11時59分）
- 議長 再開します。1番議員 2問目の質問お願いします。（午後1時00分）
- 1 番 では2問目の質問に移らせていただきます。
 自然を生かした持続可能な農業の施策について、これまで白川町は、有機農業に対し技術、担い手育成の支援をしてきております。町長は、「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」の会員でもあり、平成30年ゆうきハートネットは「豊かなむらづくり全国表彰事業」むらづくり部門で「人と里をハートでつなぐむらづくり」と題し、内閣総理大臣賞を受賞されています。
 また、白川町には40年も前から有機無農薬のお茶製造農家や産直農家があり、そのご縁でゆうきハートネットも生まれ、チャオの有機農産物の割合は約50%以上を占めていると言われております。県下でも先進地として評価、期待されているところです。白川町の活性化はもとより、地球温暖化を止めるためのSDGsの目標達成のためにも、有機農業を推し進め、町長が日頃から言う現在ある宝を磨き振興していくことは、重要だと考えます。
 慣行農業と有機農業が対立するのではなく、協力して町内農業を振興できたら、白川町の農業者のやる気もアップし、未来が明るいと思います。現在策定中の第6次白川町総合計画の中の農業振興に、農地保全のために地域ぐるみの集落営農の推進とともに、有機農業も柱とすることを明記すべきと考えます。
 町長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。農林課長。

(農林課長 三宅正仁君)

○ 農林課長 一般質問についてですが私の方からお答えさせていただきますので、よろしくお願いたします。

有機農業の6次総合計画の中での位置づけということですが、農業振興の中では、高齢化、担い手不足による耕作農地の減少に対応するため、農地を守る体制づくりを大きなテーマとして上げています。この中では、耕作方法による区分ではなく、新規就農者も含む多様な担い手で農地を守っていくことを目標としています。6次総合計画の内容については、服部議員もご承知のこととは思いますが、審議会の中でご協議いただく内容になりますので、ここで細かくはお答えしませんが、12月2日の審議会の内容を受けて見直しを行っており、農業振興の中では、有機農業者も担い手の一つとして明記するようにはしております。この担い手の中でも集落営農は地域の多くの方が関わること、農地の集積範囲も広いことから、代表的な記述とさせていただきます。

有機農業単体としては、審議会の中でも話がありましたように、ブランドの一つということで支援について記載をさせていただきたいと考えています。有機農産物は「安全・安心」の代表格であるとともに、その取り組みは、都市住民を引き付ける魅力もあり、生産物だけでなくその取り組み自体も「ブランド」に値すると考えております。以上、ご理解いただきますようお願いいたします。

○ 議 長 はい、町長。

○ 町 長 私の方から私の思いというものを述べさせていただきます。

有機につきましては、先ほど議員さんから指摘がありましたように全国ネットにも加盟をしているわけですが、これはまだ1回も活動がされていないという状況でございまして、情報交換が主な内容だというふうに伺っております。

営農組合との対立というような言葉が使われておるわけですが、決してそうでないというふうに思っておるわけです。先般でございましたが、佐見地区の方がお見えになりまして、服部さんの農業を見ておって、あそこはどうして田んぼに草が生えんだろうというような話をしてお見えでした。ぜひそういったことを指導していただくようなことも大事ではないかなというふうに思いましたので、今後そのようなことを思うわけです。

そして有機農業の推進につきましては、私どもはGAPという形で進んでやっております、GAPの中でも有機農業というのがございまして、GAPの中の有機農業というのもぜひ取り入れていけばありがたいなということです。有機野菜につきましても、私は切井地区の組合長をやっていたので、有機JASの取り組みもしておるわけですが、先般でございましたけれども、心配事相談コ

一ナーとかそういうのがありまして、都会の若い女性の方が相談がありまして、有機の野菜を食べたらすごくおいしかったと。その方の話によりますと、その方が有機で野菜を作るんじゃなくして、それを販売したい。そういう形で白川へ移住できるんでしょうかとそんな質問もございましたので、ぜひ来てください。ただ、その方のおっしゃられるのは、有機で作りましたよと言われても証拠がなきゃないですかと言う話でございました。そういう意味から有機JASとかGAP等についても積極的に取り組めたらなというふうに思っておるところでございます。

- 議 長 はい、再質問ありますか。1番。
- 1 番 6次総合計画の中にも一つのブランドとして有機農業というのを入れ込むといったことでしたので、少し一步進んだかなとは思いますが、町長さんが試しておられる有機農業と地域振興を考える自治体ネットワークの中には、23市町村の市町村長さんが加盟しておられます。岐阜県は横家敏昭白川町長だけだということです。それくらいこういった有機農業に取り組んでいる自治体というのはまだまだ少ないわけです。この白川町の農業者の中の7パーセントが有機農家であるという数字なんですけど、全国平均が0.6パーセントです。それから新規就農したいという農業をやりたいという方の半数以上が環境に貢献できる有機農業を望んでいます。また、消費者の方のオーガニックを求める機運はさらに免疫力ですとか機能面においても希求されております。そういった中で、白川町が有機農業を進めることは、他の集落営農とかそういった農業を進めることと相反することではなく、農業の現実というのは両方をしっかりと進めていないと担い手という人はもう極端に少なくなっていて崩壊間際であるという認識も私はしています。そんな中で有機農業でこういった農業をしたいという人が白川町に多くお尋ねになっています。そういった時に白川町が有機農業を進め、皆さんのことも期待しているといったことを、6次総合計画の中でうたっていくことが、外から見た白川町が安心して住めるということにもなるわけなんです。有機農業は40年ぐらいやっておられる方がたくさん見えるんですけども、そういった方々にとっても、また入ってきた人たちにとっても、ある有機農業者の言葉なんですけれども、肩身が狭く、農薬を使わないといったことで草が生えてしまったりだとか、そういったことが悪い面だけを見られてしまったりとか、そんなような思いをしていると聞きます。こういう時に白川町が様々な農業をやる人を大事にしていることを、町の施策としてうたってもらいたいというのが本当に切なる思いです。6次総合計画にきちっと推進していることを掲げれば、町民の方も感覚が違ってくると思います。農業って知らない人が多いと思います。そういう中で両方でそういった新規農業もそうですし、担い手を増やしていくためにも、もう一度6次総合計画の中に有機農業を進めていく町だということを、町長さんの方針としてもこ

れから8年間白川町の姿としてうたっていたきたいと思いますがいかがでしょうか。

○ 議 長 はい、町長。

○ 町 長 先般の総合計画の席上でも服部議員さんがおっしゃられたようなかたちで、有機農業の町であるということのをうたわせていただくという話でございました。ただ、その席というのは私は答申を受ける側ですので、私が入れる意見の話ではございませんので、そこでは答弁は差し控たわけでございますけれども、今担当から伺っておりますとそういう方向で進めたいと、我々は有機を意識しているわけではないですけれども、必然的に有機になるんだなという思いですし、ヨーロッパ等の話を聞いていまして、有機というのは大体大気の中に入っていてその肥料というのも抽出された有機専用の肥料というものが出回ってきているようです。そういうものがこれから日本においても普及していくのではないかなという思いでありますし、焼く方でも少しでも農薬が使うことが減れば、自分たちの負担にも少なくなるという思いでおるところでございます。

○ 議 長 はい。

○ 1 番 よろしく願いいたします。とても有機農家にとって勇気ができる思いです。では2番目の質問をさせていただきます。

経済の見通しが、不透明の中、衣食住の安定は、人にとって命、人生の安定を支えるものであることは言うまでもありません。自然の恵み豊かな山村である条件を生かして、変化の大きな時代には、町内生産や家庭菜園の食糧生産を第一に強化すべきと考えます。そのような地域内循環率を高める施策を進めることについて現状と今後をお聞きいたします。

○ 議 長 はい。農林課長。

○ 農林課長 農産物の地域内循環率ということですが、流通の発達、食の多様化など社会情勢が刻々と変化する中、食の選択は家庭や個人の判断になると考えられます。本町においては、「白川野菜村チャオ」という町内農産物の販売施設もあり、また、少量ではありますが学校給食にも取り入れられています。今後も出荷農産物を増やすなどの取り組みは必要ではあると考えていますが、改めて食の地域内循環を進める予定はありません。

○ 議 長 はい。1番。

○ 1 番 改めて地域内循環を進める予定はありませんというのはおかしいと思いました。農林水産省も日本は先進国の中でもカロリーベースで自給率というのが38パーセント。先進国では26.4パーセントとか12.7パーセント、フランス、ドイツ、イギリス、イギリスは6.3パーセントですが、そのようになっている中、農林水産省も自給率を増やそうというような方針になっています。その中で地元のもの

を地元で食べようというのを農林水産省の方でもうたっておられます。その点で先ほど答弁でありましたチャオの生産を上げ、または町内の方がもっと町内のものを食べるというふうに応援できるような知恵を働かせていく方向が大事だと思っています。その点とそういうのを推進することと、学校給食に町内の生産を流通しているチャオがもう少し協力して、給食にチャオの食物をたくさん使ってもらおうというようなことを大きく推進をしていただいて、まだ20パーセントしか町内のものが使われていない現状ですので、その点の今後のさらなる努力と施策をお伺いします。

○ 議 長 農林課長。

○ 農林課長 はい、チャオにということですがけれども、学校給食等につきましては学校側との調整もありますし、前からも話がありますようにいろんな形で学校給食センターと相談をしながらできるところから取り組んでいるような現状だと思います。今の町内のものを町内の方が消費するというので、そういった意味での宣伝等は行っていいのかなと思いますけれども、実際に先ほど申し上げましたけれども選択をされるのは各家庭であるとか個人の方であるということ、そのところへ結びつけばいいのかなというように考えております。一応できるところからということ検討する部分はあると思いますけれども、今現状それをやりますという話ではできませんので、現在のところは考えていませんということをお願いをしたいと思います。

○ 議 長 はい、町長。

○ 町 長 チャオの話が出ましたのでチャオの責任者である立場から答弁をさせていただきます。当然、チャオにつきましては地産地消の部分が非常に多く、現在町内の皆さんの利用というのは、3割以上町内の皆さんが買ってくださる部分があるのではないかなと思います。食料の自給率の話が先ほど出ましたけれども、いずれにしても町内で自給できるような体制、年間通しては作物体系だとか難しい部分もあるんですけれども、できるだけ家庭菜園という形の中で自分たちで安全なものをまず自分で作っていただきたいという思いはございます。これは農業にかかわらず、保健福祉の部分においても自分たちで安心な野菜を作っていただきたいと思います。また老後の一つの福祉という部分でも活用していただければなということで、保健福祉の中でもまず野菜を食べましょうとかいろんな話はしておるわけですがけれども、チャオの状況を見ていますと、ほとんど無農薬の野菜が出てきているということで、ただ気候によってずいぶん収量が違うものですから今年はずごく立派なものが出ておるというような状況でございます。あとはチャオの生産者がどんどん高齢をしておる中でどう地元の食材を確保していくかというのも大きな課題だというふうに思っております。それについても

もう少しご指導いただければありがたいなというふうに思うところでございます。

○ 議長

はい、1番。

○ 1番

もっともっと知恵を絞ってチャオの生産者の方々がもっと増えるような何らかの支援とかいうものも大事ですし、果樹等の推進もしていただいたんですけども、もう少しそういった情報も、浸透してないのが現状だと思います。家庭菜園とは言っても今の若い人たちは時間がとてもなかつたりしますし、また反対に都会の方がそういうのを求めていることもありますので、そこにはサポーターという農業を優しく1から教えてくれるような人を各地域に配置するなど、何事も教育と推進には支援の財源というものも必要だと思いますので両方からの力を更にいれていただき、全部は無理だと思いますけれども、身近でなるべくできるお味噌やお豆腐、そしてお野菜、お米、それらは白川のきれいなお水で育ったそういったものを体に入れてもらえるようなことが大事だと思いますので一層の努力をお願いしたいと思います。次の質問に行かせていただきます。

3番目です。除草剤のグリホサート、商品名ではラウンドアップとかいろいろありますが、ミツバチがいなくなった原因とされていますネオニコチノイド系農薬は、欧米では禁止されていたり限りなく少ない基準であるのに、なぜか日本は逆行していて年々残留基準が緩和され、欧米の100倍以上となっているものもあります。食べ物への残留が多いこと以外にも、土中の残留は生産性を阻害し、水中にも残留させ、散布者の健康被害が著しいことも分かっております。国の基準を守っていれば安心とは言えないため、少しでも少なくする努力が今必要なのではないかと思えます。脱除草剤技術や脱ネオニコチノイド技術を進める考えはないかをお聞きします。

○ 議長

はい。農林課長。

○ 農林課長

農薬については平成31年第1回定例会の中で、適正な使用に努めていただくこととなり、自粛については、除草される方の判断や、地域内での話し合いにより判断していただくことが適切であるとの考えを示させていただいておりますので、脱除草剤技術、脱ネオニコチノイド技術について取り組むことは考えておりません。

また、農薬等については、現在でも農薬の適正使用等について、県などからも啓発されておりますし、ぎふクリーン農業への取り組みも進んできています。残念ながらぎふクリーン農業は、令和5年度で廃止になりますが、今後は「ぎふ清流GAP」として、農薬だけでなく、異物混入や労働者の安全対策などに広く対応していくため取り組みが始まります。取り組みとしてのハードルは高くなりますが、多くの農産物が安全・安心・信頼ある農産物となるよう普及啓発に努めていきたいと考えています。

今回の服部議員のご質問の中には、白川町の有機農業が始まって40年というご報告もありましたので、有機農業者の方々に置かれましても、安心、安全を見える化するため、認証制度等の積極的な活用をお願いいたします。

○ 議 長 はい。1番。

○ 1 番 平成31年度にも質問させていただいていますが、それから2年経っておりずいぶん状況が変わっております。少し例を挙げさせていただきます。ビオサート、除草剤ですが皆さんもご存知だと思います。これらは、コロンビア、EU、バンクーバ、フランス、スイス、アメリカ、インド、ドイツ、スリランカ、オランダそういったほとんどの国で使用が禁止、または販売が禁止、また農業用は禁止、家庭での使用は禁止、そういったことで規制の動きが大きく動いております。その理由としてはどういうことかということ、7年ぐらい前に訴訟がおきまして使っていた方ががんの原因が除草剤を使っていることだということ、作っている会社が敗訴しまして、もちろんその後上訴しているんですけども、発がん性があるという研究結果が多く出て、会社がそういった研究を3カ月ではでなかったんですけど4カ月目から発がん性が出ているようなところを隠したというようなことが原因で敗訴になっており、たくさんの訴訟を抱えるまでになっております。

また、WHOの機関でありますIARCといって国際がん研究所では発がん性、特にがんと言っても非ホジキンリンパ腫というがんが発生するということでランク2Aに指定されております。この害というのはいろいろありまして、すごく深刻なんですけれども、環境ホルモン作用、これはですね精子が少なくなるとかそういったホルモンを攪乱させる作用があったり、あと子どもの発達の神経障害そういったものを引き起こしたり、また胎児期の被ばくが影響したり、それは孫やひ孫まで影響しています。そして髪の毛を検査すると、母体はわからないですが3分の2の方からグリオサートが検出されていたという結果もあります。また、腸内細菌なども少なくなりますので、免疫力を持つ体も阻害されていくという健康被害についてさまざまな報告がされています。

これにつきましては、日本はどんどん基準を緩和しています。それは逆行することです。でも基準があるということは危ないから基準を作ることであって、決して安全なものということの証明ではないと思います。このような情勢の中でやはりこの除草剤に対して安易な使用をすれば、ペットを連れた人が散歩しているとそこに除草剤がかかっていると人やペットにも影響がでたりします。そういったことで白川町では安全な環境を守るためにこういったものの規制をするというお考えはないかお聞きします。

○ 議 長 はい、農林課長。

○ 農林課長 今いろんな例を出されましたけれども、基本的には前回の農薬の時にもお話し

しましたけれども、日本では食品安全委員会というところでしっかりと審査をされてそれに基づいて安全性を確認した上で基準を守っていただくというのが前提になると思います。その中で使用しているものについては、町として独自に規制を設けるつもりはありません。

○ 議 長 はい、再質問ありませんか。1番。

○ 1 番 法律とか基準に合っているからと言ってそれが安全かどうかというのは、私たちは色々なものをお薬とか得るときに完全にあってからとって、良いというふうには思わないほうが良いとは思いますが、各国ではもう規制になっているものですので、これに対して規制をするというのは法律を作ることですので、そんなことは難しいかもしれませんが、自粛を呼びかけるお考えはないかお聞きします。

○ 議 長 はい。農林課長。

○ 農林課長 先ほども質問の冒頭でお答えしましたけれども、前回と同じように基本的には自粛については、除草をされる方や地区内での判断ということでお願いをしたいと思います。

○ 議 長 はい。町長。

○ 町 長 行政の担当の立場としてはそのようにしか答えられないというふうに思っておるものでございます。私はけしてネオニコチノイドにつきましてもランドアップの問題につきましても私が一番よく使っているのではないかなと思います。そんな思いの中で個人的な思いの部分もあるかもしれませんが、申し述べさせていただきますと、特にラウンドアップが出ましたのは昭和四十数年だと思います。それから特許が切れましたので各メーカーがどんどん作り始めて非農耕地用というような形で安くっていっぱい出てるわけですし、もう一つは、かつてはグラムキソンというような接触型の農薬ですぐにきいたもんですからそれが主流だったんですが、それは接触型で残留もないという形で比較的安かったんですか、ただ自殺にたくさん使われたもんですから規制がされておるといような状況なんです。その当時は二つの除草農薬が主流であったんです。その後特許が切れたところで価格が安くなったために本当にこればっか、これ一辺倒と言っても差し支えないというふうに思います。それを思いますと私も今まで除草剤の恩恵というのをずいぶんやってきたんですけどもう少し自分自身で自覚して改めなければいけないなということでございます。行政がするのではなくして町民の運動としてそういうことが盛り上がるのがすべてで、いろんな形で食糧生産される方がそういう自覚をされるのが雰囲気を持っていくというのが普通ではないかなと思います。

ちょっと話が変わりますがけれども、恵那市でございますけれども、発酵の町

という宣言をいたしました。発酵です。いわゆる麴だとかそういった発酵食品の町という宣言をいたしました。これ非常に興味を持ってしまして、親せきがその担当というか行政をやめて発酵食品の発信人というような形になっておるものですから、いろいろ話を聞きました。女の方ですけど、自分の自宅にもろを造って発酵食品を生み出したいという話も聞きました。これ非常に参考になりましたので、うちも今まで関心がないわけですけど、ぜひそういったものに興味を持って推進したらいいなと思いましたので蛇足ではございますけれども発言させていただきました。

○ 議 長 はい。

○ 1 番 町長さんはずっと農業を見つめていらっしゃるいろいろな面をお知りです。今の話、発酵というところで私も本当に興味深いですし、免疫力ですとか人は発酵なしには生きていられない。新陳代謝を繰り返したりそういったものでお味噌とかそういうものを、今は即席で作られたりとか保存料が入ってくると発酵のものが無くなってしまって腸内細菌も貧しくなってすぐに病気になってしまうということが言われています。

農業に話に戻るんですが、土の中も発酵してれば病気が発生しません。胃の中と一緒に、そういった意味では除草剤というのは土中の根粒菌とかいろんなものを死滅させてしまいますので、特に豆栽培ですとか、前は非農地用で使っていたということで農地では使っていなかったものなんですね。それがどんどん広がって農地にも使われるようになってしまったということで、土づくりの中においてもマイナスになる。確かに草はあれなんですけれども、発酵ということを見ると草の力を借りて共存して、私も今年はヘアリーベッチというマメ科の食物を10月に種をまきまして、もうこんなに大きく紫の花が咲いてそれだけで肥料になったという体験がございます。クローバーですとかそういった緑肥栽培などは発酵を進めるものですので、すぐに農薬というわけにはいかないですけれども、ランドアップの代わりになる代替えのものそれも危険はありますが、ランドアップは特にひどいということがどんどん明らかになっていきますので、この場を借りて町民の皆様もご自分の健康のため、そして土の発酵促進のため、そして食べ物と体の安全のため、そういった面で危険なネオニコチノイド、それからランドアップについては十分に使用をお気をつけになってしていただきたいですし、自粛の方向に是非とも孫たちのためにもしていただきたいと思っております。この場を借りてお願いをしたいと思ひまして私の質問を終わらせていただきます。

○ 議 長 1 番 服部圭子君の質問を終わります。

○ 議 長 以上で、一般質問を終わります。

ここで1時40分まで休憩とします。(午後1時30分)

- 議 長 再開します。(午後1時40分)
◇日程第4 議第47号 白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議 長 日程第4 議第47号「白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
説明を求めます。町民課長。
(町民課長 藤井勝則君 登壇)
- 町民課長 議第47号「白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第47号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第47号「白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
◇日程第5 議第48号 白川町農業基盤整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 議 長 日程第5 議第48号「白川町農業基盤整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
説明を求めます。農林課長。
(農林課長 三宅正仁君 登壇)
- 農林課長 議第48号「白川町農業基盤整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について」、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第48号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第48号「白川町農業基盤整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第6 議第49号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について

- 議 長 日程第6 議第49号「定住自立圏の形成に関する協定の締結について」を議題とします。

説明を求めます。企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君 登壇)

- 企画課長 議第49号「定住自立圏の形成に関する協定の締結について」、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。

はい。3番。

(3番 梅田みつよ君)

- 3 番 定住自立圏の形成に関する協定の全部を変更するというものでございますが、3ページの防災について気になる点がございましたので質問をさせていただきます。2つ目の防災で圏域防災体制の充実ということで取り組みの内容が書いてございます。aの圏域の防災力の向上を図るため、圏域住民の防災意識の向上、災害に対応できる職員の技術向上という項目がございますが、職員というのは行政職員をさしているのかどうか、そういうところがまず気になりました。また、前回議会の要望で上げさせていただいた項目の中に消防団員とかそういった方の重機の取得、資格であるとか、大型免許の資格であるとか、そういったところを要望で上げさせていただきましたけれども、消防団員の方々も防災に対して限られた人数で自分たちが対応するものだからそういった面での取得について自分たちも支援するためそのような要望がございましたので上げさせていただいたものです。これについて行政主体で作っている協定書でございますので、当然職員というのは行政職員になろうかと思いますが、これについて住民やまたそういった特別の任務にあたるものはそういったところには名前が上がってこないのかどうか確認したいです。お願いします。

- 議 長 はい、総務課長。

(総務課長 安江章君)

- 総務課長 定住自立圏で行う具体的な事業については管内の担当者が検討を進めております。防災に関する資器材の購入といったような話も出ておりましたけれども、最終的には防災訓練を主体的に行っていくというような話で今進んでいると聞いております。具体的な内容についてはこれから詰めていくことになろうかと思いますが、当然行政の職員を中心に現役の住民を巻き込んだそういった訓練ができないかとそういう話し合いになっていくものと思っておりますが、今現在詳しい内容までは決まっております。

- 議 長 3番よろしいですか。

- 3 番 はい。内容についてはまだ協議中ということなのかもしれませんが、決まっているのかもわかりませんが、防災訓練について各自治体によって大分差がありまして、白川町の防災訓練もあまり住民主体でなくて行政職員が主体でやっているんですが、あまり評判が良くありませんのでこちらの方の見直しなんかも併せてそういったところで協議していただけるといいかなと思います。以上です。
- 議 長 他にございませんか。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第49号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第49号「定住自立圏の形成に関する協定の締結について」は、原案のとおり可決しました。
◇日程第7 議第50号 町道路線の廃止について
議第51号 町道路線の認定について
- 議 長 日程第7 議第50号「町道路線の廃止について」、議第51号「町道路線の認定について」の以上2件を一括議題とします。
説明を求めます。建設環境課長。
(建設環境課長 藤井克宏君 登壇)
- 建設環境課長 議第50号「町道路線の廃止について」、議題51号「町道路線の認定について」議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第50号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第50号「町道路線の廃止について」は、原案のとおり可決しました。
次に、議第51号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第51号「町道路線の認定について」は、

原案のとおり可決しました。

- ◇日程第8 議第52号 令和2年度白川町一般会計補正予算（第6号）
議第53号 令和2年度白川町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
議第54号 令和2年度白川町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議題55号 令和2年度白川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

- 議 長 日程第8 議第52号「令和2年度白川町一般会計補正予算（第6号）」、議第53号「令和2年度白川町簡易水道特別会計補正予算（第2号）」、議第54号「令和2年度白川町介護保険特別会計補正予算（第2号）」、議第55号「令和2年度白川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」以上4件を一括議題とします。
- 議 長 お諮りします。
本件については、議案の補足説明を省略し、直ちに予算審査特別委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、予算審査特別委員会に付託することに決定しました。
- 議 長 お諮りします。
白川町議会会議規則第46条第1項の規定により、委員会審査を12月18日までに終わるよう期限を付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって審査期限は、12月18日とすることに決しました。
- 議 長 お諮りします。
本日の会議は、この程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって本日は、これにて延会することに決しました。
明日18日、本議場において会議を開き、委員長の報告を求めます。なお、明日18日は午前10時00分から役場分館3階大会議室において、予算審査特別委員会を開催しますので、各位のご参集をお願いします。それでは、本日はこれをもって延会とします。どうもご苦労さまでした。

（午後2時05分 延会）

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員